

大淀町農地利用最適化推進委員候補者の選考基準に関する規程

令和2年2月17日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大淀町農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規定(平成29年1月17日)に基づき、大淀町農地利用最適化推進委員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)が大淀町農地利用最適化推進委員候補者の選考を行うために必要な事項を定めるものとする。

(評価)

第2条 選考委員会は、大淀町農地利用最適化推進委員選任規定(平成29年1月17日制定)第3条に基づき資格要件を満たしている者について、大淀町農地利用最適化推進委員選任規定第5条に基づき推薦された者にあつては、大淀町農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書により、同要綱第6条に基づき応募した者にあつては、大淀町農地利用最適化推進委員候補者応募申込書により、評価し選考するものとする。

2 評価の基準は別表第1のとおりとし、評価した結果を選考委員会の意見とする。

3 前項の評価により評価した結果、同点となったことにより意見を述べ難いときは、面接による評価を行うものとする。

4 前項の評価基準は別表第2のとおりとし、評価した結果を評価委員会の意見とする。

附則

この規程は、令和2年2月17日から施行する。

別表第1-1(第2条関係)

評価方法	評価項目	
書類評価	1	農地利用最適化推進委員の業務について理解しているか。
	2	経歴から地域の農業をリードする活動をしてきたか。
	3	勤務している状況によって農地利用最適化推進委員の活動に支障がないか。
	4	地域の農業を理解しているか。
	5	町が進める農業施策を理解し協力的か。
	6	担い手等への農地の集積や耕作放棄地の解消に理解があるか。
	7	地域から信任を得られているか。
	8	農業委員会等に関する法律第8条第7項に規定する者であるか
	9	認定農業者もしくは認定農業者に準ずるものであるか

別表第 1・2(第 2 条関係) 評価項目 1 ～ 7 に適要

評価	配点
非常に適している	5
普通	3
問題がある	1

別表第 1・3(第 2 条関係) 評価項目 8～10 に適要

評価項目		配点
8	農業委員会等に関する法律第 8 条第 7 項に規定する者であるか	50 歳未満 5 点 被推薦者・応募者のうち少ない比率の性別の者 5 点
9	認定農業者もしくは認定農業者に準ずるものであるか	認定農業者等 5 点

別表第 2・1(第 2 条関係)

評価方法	評価項目	
面接評価	1	地域の農業を育てようとする意欲があるか。
	2	農地利用最適化推進委員としての適性はあるか。

別表第 2・2(第 2 条関係)

評価	配点
非常に適している	5
普通	3
問題がある	1